

うきは市指名停止等措置要綱に基づく指名停止中の業者は以下のとおりです。

令和4年10月27日現在

指名停止業者	所在地	措置期間	措置理由	措置要件
西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号	令和4年10月27日から令和5年1月26日まで (3ヵ月)	県外入札等における独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為の処分	措置要綱第3条別表2(6)
株式会社 大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	令和4年10月27日から令和5年1月26日まで (3ヵ月)	県外入札等における独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為の処分	措置要綱第3条別表2(6)
中外テクノス 株式会社	広島県広島市西区横川新町9-12	令和4年10月27日から令和5年4月26日まで (6ヵ月)	県外入札等における独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為の処分	措置要綱第3条別表2(6)

【うきは市指名停止等措置要綱第3条別表2(6)】

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 6ヵ月以上12ヵ月以内